

令和3年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答 (1 / 5)

項目	回答
1. 公共事業予算の拡充と早期執行について	<p>(1) 公共事業予算の更なる拡充と予算の前倒し発注に積極的に取り組んでいただくとともに、地域建設業が安定した経営基盤の下、継続して地域の安全安心を守るという役割を果たしていけるよう、地元建設業者の受注可能な工事がそれぞれの地域において増加するようお願いいたします。</p> <p>社会資本の整備は未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に引き継いでいくためには、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保することが不可欠と考えております。</p> <p>本年8月末に国土交通省の2022年度(令和4年度)予算の概算要求が公表され、公共事業関係費として、6兆2,492億円(対前年度比1.19)を要求しております。</p> <p>なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進に係る所要の経費については、「事項要求」を行い予算編成の過程において検討することとなっております。</p> <p>また、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図り、公共事業を効率的かつ円滑に実施するよう努めてまいります。</p> <p>施工時期の平準化や適正価格・工期での契約、地域企業の活用に配慮した適正な規模での発注等を推進して、引き続き、生産性の向上や働き方改革に取り組んでまいります。</p> <p>(2) 公共事業予算の執行にあたり、発注の遅れなどから明らかに繰越となることが見込まれる工事も年度内工期として発注されることがあり、入札参加の判断が難しい工事もあります。適正な工期を確保するためにも早期執行をお願いいたします。</p> <p>適正な工期を確保し働き方改革を推進していくためにも、公共事業に係る年度末の補正予算については、緊急的なものを除き、翌年度の当初予算としてをお願いいたします。</p> <p>令和元年6月14日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、発注者の責務として公共工事の品質確保を図るため休日や準備期間等を考慮した適正な工期を設定することが定められるとともに、働き方改革の観点からも重要な施策として認識しております。</p> <p>適正な工期を確保するため、工事発注時に工事工程表の開示の試行を原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に実施しております。また、工事着工前に「設計審査会」において、工事工程クリティカルパスの共有や条件明示のすり合わせを受発注者間で実施することとしております。</p> <p>なお、補正予算については、繰越制度などを活用することにより適正な工期確保に努めてまいります。</p> <p>(3) 国では、その実現に向け地方議会や地方自治体に働きかけを行うとのことですので、早期の実現を目指し、地方自治体に対する積極的な指導をお願いいたします。</p> <p>市町村については、明許繰越や債務負担行為などの財政制度を発注工事においても、積極的に活用していただくよう働きかけをお願いします。</p> <p>県、市町村における平準化の取組については、令和2年12月に全国統一指標により令和6年度の平準化の目標値を公表し各県、市町村において取り組んでおり、令和3年10月に令和2年度調査結果について公表させて頂いております。今後とも、国や地方公共団体等の発注機関で構成される「関東ブロック発注者協議会」の「神奈川県分科会」の場を活用しながら、神奈川県内の市町村に対し、平準化の取組について指導、助言をしてまいります。</p>

令和3年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答 (2 / 5)

項 目	回 答
2. 市町村への品確法運用指針の徹底について	<p>■品確法の運用指針を守っていただくこと、最低制限価格の設定に際し最新の中央公契連モデルを活用するなど、適切な発注を行っていただくことが重要ですので、国と県が連携して市町村に強く働きかけをしていただくようお願いします。</p> <p>市町村におけるダンピング対策については、令和2年12月に全国統一指標により令和6年度のダンピング対策の目標値を公表し各県、市町村において取り組んでおり、令和3年10月に令和2年度調査結果について公表させて頂いております。今後とも、国や地方公共団体等の発注機関で構成される「関東ブロック発注者協議会」の「神奈川県分科会」の場を活用しながら、神奈川県内の市町村に対し、ダンピング対策の取組について指導、助言をしてまいります。</p>
3. 入札契約制度・運用の改善について	<p>(1) 国において、小規模工事の基準の見直しや新たな基準を策定するなど、地方自治体に対し、適切な標準歩掛の使用と、見合わない場合には設計変更等により適切な対応を行うよう指導をお願いします。</p> <p>建設現場を取り巻く環境の変化や最新の施工実態を踏まえて、積算基準は毎年モニタリング調査を経て解析した結果、変動が見受けられた工種を対象に改定を行っております。</p> <p>また、小規模工事などで土木工事標準積算基準の適用範囲に収まらないものについては、特別調査や見積もりにより歩掛を決定している場合もあります。</p> <p>いずれにしましても、建設現場における実態を適切に反映することで適正な積算が行われることとなりますので、引き続き各種調査へのご協力をお願い致します。</p> <p>(2) ①国の低入札価格調査基準は、地方自治体など他の発注機関にも影響を及ぼすことから、更なる引上げとともに上限の撤廃をお願いします。</p> <p>工事の低入札価格調査基準は、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための基準であり、平成20年度以降に7回ほど諸経費の算定率等の引き上げが行われております。</p> <p>具体的には、平成25年度に一般管理費等の算入率を『0.30』から『0.55』、平成28年度に現場管理費の算入率を『0.80』から『0.90』、平成29年度に直接工事費の算入率を『0.95』から『0.97』、平成31年度には公共工事の品質確保等の観点から低入札価格調査基準の範囲を『70%～90%』から『75%～92%』に引き上げるなど、施工実態等を踏まえた見直しが行われております。</p> <p>頂いたご意見につきましては、他の関係機関との協議・調整等が必要となることも考えられますので、本省に伝えてまいります。</p> <p>(2) ②工事の発注にあたっては、可能な限り分割発注により地元企業が参加しやすい規模とするようお願いします。</p> <p>地域の建設業者は、社会基盤整備、維持修繕の担い手であると同時に災害時においては地域の守り手であり、工事発注においても将来にわたる品質確保や災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と認識しております。</p> <p>そのため、工事発注にあたっては、工事の特性や地域の実情を踏まえつつ適切な工事規模を設定することとしております。</p>

令和3年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答 (3 / 5)

項目	回答
<p>3. 入札契約制度・運用の改善について</p>	<p>(2) ③地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」や「技術提案チャレンジ型」について発注件数を増やしていただくようお願いします。</p> <p>(2) ④入札参加条件において、「フレームワークモデル工事」のように配置技術者自身の実績ではなく、企業としての実績があれば競争参加できるよう、他の工事にも適用していただくようお願いします。</p> <p>(2) ⑤同時提出型の入札にあたり入札書提出から開札までの期間が長く、技術者の交代が可能としても配置技術者の実績から、技術者が少ない地元企業は他の入札への参加にも大きく影響することから、期間の短縮をお願いします。</p> <p>関東地方整備局では、将来にわたる品質確保のため、担い手の中長期的な育成、確保、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と考えております。</p> <p>令和2年度においては、神奈川県内において、災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした地域防災担い手確保型12件、国発注工事の実績がない企業の競争参加機会を確保するため、都県政令市発注の工事成績を同等に評価する自治体実績評価型28件で発注を行ったところです。</p> <p>「地域防災担い手確保型」の適用工事の拡大を図り、令和2年度に県内で「地域防災担い手確保型」を適用した12工事では、9工事が県内に本店を有する企業が受注されております。</p> <p>国発注工事の実績がない企業の競争参加機会を確保するため、「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」の適用工事の拡大を図るなど、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、資格要件を企業の「同種工事の実績」のみとし落札決定後に技術者を配置する「フレームワークモデル工事」や「公募型指名競争入札方式」を昨年度から導入したところです。</p> <p>令和2年度においては、神奈川県内でフレームワークモデル工事3件、公募型指名競争入札方式6件で発注を行ったところであり、適用工事の拡大を図るなど、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>一般競争入札（施工能力評価型）を適用する工事、かつ一般土木工事、かつ予定価格が6千万円以上3億円未満の工事については、官製談合を踏まえた入札契約手続きの見直しにより、競争参加資格確認資料と入札書及び工事費内訳書の同時提出型を適用しており、入札書の提出から落札者の決定の通知までは一定期間を要しますのでご理解下さい。</p> <p>また、落札決定までは辞退が可能です。</p> <p>なお、調査基準価格を下回る入札により施工体制調査などが無ければ開札から落札決定までは即日または翌日に速やかに通知を行っております。</p>
<p>4. 働き方改革への対応について</p>	<p>①市町村レベルでは、まだまだ業界の働き方改革に理解を示されていないところがありますので、国の積極的な指導をお願いします。</p> <p>関東地方整備局では、関東ブロック発注者協議会及び発注者協議会都県分科会を通じて週休2日制適用工事の取組状況の他、運用指針等について周知・浸透を行っております。</p> <p>また、発注関係事務について客観的な取組状況を把握する「全国統一指標」として令和2年度に「週休2日対象工事の実施状況」を指標として設定し、発注機関毎に目標設定の検討をするなど、実施状況の把握及び取り組み強化を図っております。</p> <p>引き続き、地方公共団体に対して週休2日の取り組み並びに運用指針の浸透に向けた取り組み等を推進してまいります。</p> <p>②週に2日間の現場閉所をしていなくても労働者が4週8休を確保していることが確認された場合は、補正率の適用を認めていただくようお願いします。</p> <p>現行の労務費補正等は、適正な利潤を確保するためには低すぎますので、地方建設業の実態を踏まえた補正率の引上げ（1.3倍程度）をお願いします。</p> <p>週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を設定しており、令和2年度に共通仮設費と現場管理費の補正率を引き上げており、令和3年度は引き続き継続しております。</p> <p>補正係数の引き上げについては、現在実施している週休2日制適用工事を通じて検討してまいります。全国的な内容となることから、頂いたご意見は本省に伝えてまいります。</p>

令和3年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答 (4 / 5)

項 目	回 答
5. 災害時における応急活動に対する安全確保の強化	<p>①災害協定の要請に基づき活動する会員が、安心して活動できるよう災害補償の規定を追加していただくようお願いします。</p> <p>②警戒レベル4における活動は、労働安全衛生法上の問題もあり、さらに地方自治体によって対応が異なることも適切ではありませんので、出動要請のガイドラインの整備をお願いします。</p> <p>③警戒レベル4の状況や、自然災害発生後の復旧活動における危険な状態での活動、さらに人命救助活動への支援活動においては、活動に携わるすべての者が安心して作業が行えるよう、市町村の消防団員のような公的補償制度創設のご検討をお願いします。</p> <p>④災害活動において労災保険が適用された場合は、保険料の引上げなど企業側にペナルティが課せられないよう制度的な枠組みの構築をお願いします。</p> <p>改正品確法においては、事業主が納付義務を負う保険料のほか、法定外の労災保険や事業者が任意で加入する保険契約の保険料の実態等を的確に反映して積算し、予定価格を適正に定めることとされました。</p> <p>このことを踏まえ、国土交通省直轄工事においては、法定外の労災保険や事業者が任意で加入する保険契約の保険料について、全工種区分で現場管理費の算定式を改定し、令和2年度の発注工事から適切に予定価格へ計上しております。</p> <p>関東地方整備局においても、令和3年1月に、災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請(契約)した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載するよう事務連絡を発出しております。</p> <p>引き続き、現場の実態を把握しつつ、災害協定の改善、実効性向上に努めてまいります。</p>
6. 公共工事標準請負契約約款の見直しについて	<p>■工事着工中の現場が災害により被害が発生した場合、公共工事標準請負契約約款では、不可抗力として受注者が請負代金額の百分の一を負担しなければならないとされていますが、最近の大規模自然災害の増加などにより、受注者の負担が大きくなっていますので、受注者負担を無くしていただくようお願いします。</p> <p>公共工事標準請負契約約款においては、災害等の不可抗力による損害について、公共工事の受注者が弱い立場におかれがちであることや建設業の健全な発展等を考慮し、受注者が全て負担するという民法の原則ではなく、工事請負金額の100分の1を超える損害額については発注者が負担することとしております。</p> <p>一方で、災害時の復旧工事には、通常の工事に比べ、資材の高騰や担い手確保の難しさ、2次災害による損害発生リスクが高いといった事情があり、不可効力による損害発生時の負担は、受注者にとって大きな負担であると承知しております。</p> <p>建設業者は地域の守り手であり、今後も引き続き災害復旧等を担っていただく必要があることから、復旧工事においても適正な利潤が確保されることが重要です。</p> <p>こうした状況も踏まえ、受注者負担の更なる軽減については、全国的な課題であることから、本省へご意見・要望について伝えてまいります。</p>
7. 適切な現場対応等について	<p>(1) 工事発注にあたっては、地元住民や他機関との協議、調整を済ませ、現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供をお願いします。</p> <p>工事の発注にあたっては、概略工程表を用いた工事工程のクリティカルパスや条件明示チェックリストを用いた関係機関との協議状況などの開示に取り組んでおります。</p> <p>また、工事契約後、現場着手前の準備期間内に受発注者間で、設計審査会において工事工程のクリティカルパスの共有や条件明示チェックリストによる現場条件の確認を実施するとともに、作成書類の役割分担の明確化を図ることとしております。</p> <p>工事工程のクリティカルパスに変更が生じた場合には、設計審査会において工期延伸の審査を行い、適正な工事工程に確保に努めております。</p>

令和3年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答 (5 / 5)

項 目	回 答
7. 適切な現場対応等について	<p>(2) 「土木工事電子書類スリム化ガイド」の徹底及び設計変更について 関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド」の改定により書類の簡素化、ペーパレス化など書類の削減に努めていただき感謝いたします。しかしながら、現場へ周知されるまでにタイムラグがありますので、施行日を具体的に掲示するなど取扱いの徹底をお願いします。また、設計変更についても以前と比較して柔軟な対応をしていただいております。スリム化ガイドによる設計審査会において、現場に見合った適切な対応をお願いします。</p> <p>関東地方整備局では、書類作成の負担軽減の取り組みとして、「土木工事電子書類作成マニュアル」及び「土木工事電子書類スリム化ガイド」について、貴協会をはじめとする関係機関にも意見照会の上、令和3年9月(17日)に改定を行いました。今回の改定では、「受発注者間での作成書類の役割分担の明確化」を主要なテーマとしており、併せて書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用等の追加や、名称に「電子」という言葉の追加も行っております。これまでの「設計変更審査会」を「設計審査会」へ名称と運用を改定し、現場着手前の設計審査会で「協議資料作成等の受発注者間の役割分担」を明確にすることとしており、「作成書類の役割分担の明確化」を徹底してまいります。</p> <p>改定したマニュアルやスリム化ガイドについては、関東地方整備局管内の各事務所へ通知するとともに、貴協会をはじめとする関係機関への報告及びホームページへの掲載により、広く周知を行っております。各事務所においても、新たに周知責任者を設定し、事務所内の監督職員、検査職員、発注担当職員等へ説明することとしており、周知徹底を図っております。</p> <p>なお、改定した内容については、令和3年10月1日以降に入札・契約手続運営委員会を開始する工事のほか、入札手続き中及び契約済みの工事についても適用することとしており、その旨をスリム化ガイドに明記するとともにホームページにも記載しております。</p> <p>引き続き、貴協会のご意見も伺いながら工事書類の更なる簡素化に取り組んで参りますので、ご協力のほど宜しくお願い致します。</p> <p>(3) 現場技術員への施工管理、書類の提出等の指導等について 現状では事務所及び出張所の担当官が少ないことから、コンサルタント会社の現場技術員との協議が現場に大きく影響します。設計変更の協議において内容が把握できていない方や unnecessary 書類の作成指示がある反面、提出すべき書類を理解していない方等が見受けられます。コンサルタント会社の技術職員との日々の密接なコミュニケーションを図り、施工管理についての適切な指導をお願いします。</p> <p>関東地方整備局では、工事監督などの発注者を支援する業務等、民間が担うことができるものは民間に委ねることとし、業務の品質確保のため、共通仕様書・入札説明書等で、現場で対応する担当技術者に資格・実績条件を課した上で、民間事業者へ業務委託をしております。</p> <p>当該条件に合致する技術者であれば、変更協議・提出書類のやりとりなどを適切に行う能力を持ち合わせているという認識ではありますが、その技術力が明らかに不足し、工事に影響を与えるようであれば、支援業務の管理技術者に対し、担当技術者への適切な指導、場合によっては交代等、必要な措置を求めて参りますので、具体的な事案を事務所担当者に連絡して頂くようお願い致します。</p> <p>また、ご指摘の内容は、業界団体に申し伝え、業界内で日頃から技術力の研鑽に取り組んでもらうようお願いするとともに、発注者支援業務等に関する説明会などでも、このような事例について周知を図り、更なる技術力の研鑽に取り組んでもらうよう、要請してまいります。</p> <p>なお、提出書類に関しては、本年9月に改定した「土木工事電子書類作成マニュアル」「土木工事電子書類スリム化ガイド」による業務の実施について、出張所長等より現場技術員へ周知及び指導をしております。</p>